

議案第 1 0 5 号

栗山町下水道条例の一部を改正する条例

栗山町下水道条例（平成 1 9 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料）

第 2 3 条の 2 第 8 条第 1 項に規定する排水設備等の計画の確認及び第 1 1 条に規定する排水設備等の工事の検査又は第 1 0 条に規定する指定業者の指定を受けようとする者は、手数料として、次の各号に掲げるところにより、申込みの際、これを納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、申込み後納入することができる。

(1) 排水設備等の計画確認及び工事検査手数料 1 件につき 2, 0 0 0 円

(2) 排水設備工事業者指定手数料 1 件につき 1 0, 0 0 0 円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

第 2 4 条の見出し中「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同条中「使用料」の次に

「又は手数料」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。